

# 新型コロナウイルス感染症に関する 協会の対応について

令和2年10月15日



全国健康保険協会 三重支部  
協会けんぽ

- 4月に緊急事態宣言を発し、感染状況は改善したが、社会経済活動全般に大きな影響。
- 感染者のうち、8割の者は他の人に感染させていない。また、8割は軽症又は無症状のまま治癒するが、2割で肺炎症状が増悪。一方、若年層では重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する者で重症化リスクが高いことが判明。
- これまで得られた新たな知見等を踏まえれば、ハイリスクの「場」やリスクの態様に応じたメリハリの効いた対策を講じることによって、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続することが可能。
- こうした考えの下、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化。また、季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充。  
⇒ 感染防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋をつける。

1. 感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し
2. 検査体制の抜本的な拡充
3. 医療提供体制の確保
4. 治療薬、ワクチン
5. 保健所体制の整備
6. 感染症危機管理体制の整備
7. 国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充

## 社会経済と感染対策の両立のための目標と基本戦略：政府への提案

令和2年8月7日  
新型コロナウイルス感染症対策分科会提言

- 目標 : 医療・公衆衛生・経済が両立しうる範囲で
- ①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最小化。
  - ②迅速に対応し感染レベルをなるべく早期に減少へと転じさせる。
- 基本戦略 : 1. 個人・事業者 : とともに協力し、感染拡大しにくい社会を作る。  
2. 社会 : 集団感染の早期封じ込め  
3. 医療 : 重症化予防と重症者に対する適切な医療の提供

### 【現時点で早急に取り組むべき対策：政府への提案】

- ①合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価
- ②集団感染（クラスター）の早期封じ込め
- ③基本的な感染予防の徹底（3密回避等）
- ④保健所の業務支援と医療体制の強化
- ⑤水際対策の適切な実施
- ⑥人権への配慮、社会課題への対応等
- ⑦制度的仕組みや効率的な財源の活用検討

# 「新しい生活様式」の実践

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリを活用する。
- ・地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめに手洗い、手指消毒。
- ・咳エチケットの徹底。
- ・こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）。
- ・身体的距離の確保。
- ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）。
- ・一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解、実行。
- ・毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養。



## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

- ・買い物：レジに並ぶときは、前後にスペースを空ける など
- ・娯楽、スポーツ等：狭い部屋での長居をしない など
- ・公共交通機関の利用：混んでいる時間帯を避ける など
- ・食事：対面ではなく横並びに座る など
- ・イベント等への参加：発熱や風邪の症状がある場合は参加しない など

## (4) 働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやローテーション勤務
- ・時差通勤でゆったりと
- ・オフィスはひろびろと
- ・会議はオンライン
- ・対面での打合せは換気とマスク

# 新型コロナウイルス感染状況を踏まえた協会の対応

- 現在、新型コロナウイルスの感染は、大都市から地方に拡散している状況にあるが、地域によって感染者数の差は大きくなっている。感染状況は、今後も拡大する傾向にあり、感染拡大が収束するには相当の時間を要すると思われ、事態は長期化するものと予想される。
- 医療機関では、新型コロナウイルスに感染した患者への対応が続いているところもあり、緊張状態が続いている。また、事業所においても、売上が大幅に落ち込むなどして、健診や保健指導の受入れが難しいところもある。
- 協会の業務遂行にあたっては、これらの状況に十分留意したうえで進めていく必要がある。

## 健診・保健指導等

1. 健診
  - ・健診実施機関に対し、感染防止対策等を徹底するよう依頼。
  - ・協会主催の集団健診は、感染防止対策を講じたうえで実施。
2. 保健指導
  - ・事業所訪問する場合は、必ず事前に訪問先に感染防止対策等に協力していただくことのご理解を得たうえで訪問。
  - ・対面による保健指導等を行う場合は、感染防止対策を十分に行う。
  - ・保健指導の案内にあたっては、事業所の受入れ体制等に配慮するほか、面談時の感染防止対策等が実施できる事業所を優先して選定。
3. 未治療者受診勧奨
  - ・未治療者への受診勧奨は、対象者の重症化リスクに加え、地域の感染状況を考慮して実施。

## 企画業務その他

1. 訪問を伴う業務
  - ・事業所、医療機関、薬局等への訪問を伴う業務は、必ず事前に訪問先の了解を取ったうえで訪問。
2. イベント・セミナーの実施
  - ・政府の基本的対処方針や自治体が示している基準を確認のうえ、実施の可否を検討。

## 業務実施態勢

1. 窓口業務
  - ・来訪者及び職員の感染リスクの低減と効率的な業務体制の観点から、原則常駐しない対応するが、繁忙日などは来訪者数に応じて感染防止対策等を徹底し柔軟に対応。
2. 会議等
  - ・外部との打ち合わせ等はZoom等のWeb会議システムを活用。